



茨城県報

第 1 8 6 0 号

平成19年 3月22日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ

茨城県消費者物価調査規則の一部を改正する規則 (統計課)	2
茨城県高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則 (建築指導課)	2
茨城県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課)	14
茨城県証紙条例施行規則の一部を改正する規則 (出納第一課)	18
(公 安 委 員 会)	
交番, 駐在所等の設置並びにその名称, 位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則.....	18

告 示

特定鳥獣保護管理計画の変更 (環境政策課)	19
大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課)	19
大規模小売店舗の変更の届出 (4件) (中小企業課)	20
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (4件) (中小企業課)	25
保安林の指定 (2件) (林業課)	29
保安林の指定の解除 (林業課)	30
漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅 (漁政課)	30
茨城県水産加工業信用保証料補助金交付要項の一部改正 (漁政課)	31
建設業法による営業停止処分 (監理課)	31
道路の区域の変更 (4件) (道路維持課)	32
道路の供用の開始 (2件) (道路維持課)	33
急傾斜地崩壊危険区域の指定 (河川課)	34
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所 (都市整備課)	35
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (2件) (都市整備課)	35
土地区画整理組合の解散の認可 (都市整備課)	36
宅地建物取引業法の規定による免許の取消し (建築指導課)	36
茨城県建築計画概要書等閲覧規程の一部改正 (建築指導課)	36
土地改良区役員の就退任 (土地改良事務所)	37
土地改良事業の変更の認可 (2件) (土地改良事務所)	38
維持管理計画変更の認可 (土地改良事務所)	38
(選 挙 管 理 委 員 会)	
選挙管理委員会第 4 回定例会の招集.....	38

(人 事 委 員 会)

県内旅行路程図及び県内旅行起点表の一部改正.....39

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (生活文化課)41

都市計画の図書の縦覧 (2件) (都市計画課)41

公の施設の指定管理者の指定 (公園街路課)42

聴聞の実施 (建築指導課)42

開発行為の工事完了 (13件) (建築指導課)42

規 程

(病院事業管理者)

茨城県病院局会計規程の一部を改正する規程.....45

茨城県病院局院内保育所設置運営規程の一部を改正する規程.....45

茨城県病院局公舎利用規程の一部を改正する規程.....45

規 則

茨城県規則第 4 号

茨城県消費者物価調査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県消費者物価調査規則の一部を改正する規則

茨城県消費者物価調査規則 (平成 6 年茨城県規則第21号) の一部を次のように改正する。

別記様式 (裏面) 中「吏員」を「職員」に改める。

付 則

この規則は、平成19年 4月 1 日から施行する。



茨城県規則第 5 号

茨城県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則を次のように定める。

平成19年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年法律第91号。以下「法」という。) の施行に関し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 (平成18年政令第379号) 及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則 (平成18年国土交通省令第110号。以下「省令」という。) に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(特定建築物に係る計画の通知等)

第 2 条 法第17条第 4 項に規定する適合通知 (以下「適合通知」という。) は、適合通知書 (様式第 1 号) により行うものとする。

2 法第17条第 5 項 (法第18条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による通知は、計画 (計画変更) 通知

書 (様式第 2 号) に建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第 6 条第 1 項 (同法第87条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定による確認の申請書 (以下「建築確認申請書」という。) を添えて行うものとする。

(認定を受けた計画の変更申請等)

第 3 条 法第18条第 1 項の規定による計画の変更の認定 (以下「計画の変更の認定」という。) を受けようとする者は、変更認定申請書 (様式第 3 号) の正本及び副本に省令第10条第 2 項の通知書 (以下「認定通知書」という。) 及び当該計画変更に係る図書 (計画の変更の認定の申請に併せて、適合通知を受けるよう申し出る場合にあっては、認定通知書、当該変更に係る図書並びに建築確認申請書の正本及び副本) を添えて知事に申請しなければならない。

2 知事は、計画の変更の認定をしたときは、変更認定通知書 (様式第 4 号) に変更認定申請書の副本 (適合通知を受けて計画変更の認定をしたときにあっては、変更認定申請書の副本及び当該計画の変更の認定に係る計画認定申請書に添えられた建築確認申請書の副本) を添えて当該計画の変更の認定の申請をした者に通知するものとする。

(取下届)

第 4 条 法第17条第 3 項の規定による計画の認定又は計画の変更の認定に係る申請を取り下げようとする者は、取下届 (様式第 5 号) の正本及び副本により知事に届け出なければならない。

2 知事は、適合通知を受けた場合において前項の規定による届出があったときは、取下通知書 (様式第 6 号) により建築主事に通知するものとする。

(取りやめ届)

第 5 条 法第18条第 1 項に規定する認定建築主等は、認定を受けた計画に係る建築物の工事を取りやめたときは、取りやめ届 (様式第 7 号) の正本及び副本に認定通知書 (計画の変更の認定を受けた場合にあっては、変更認定通知書) を添えて知事に届け出なければならない。

(建築基準法の特例の認定)

第 6 条 法第23条第 1 項の規定による既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例の認定を受けようとする者は、特例認定申請書 (様式第 8 号) の正本及び副本に次に掲げる図書を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 建築基準法施行規則 (昭和25年建設省令第40号) 第 1 条の 3 第 1 項の表 1 の (い) 項及び (ろ) 項に掲げる図書 (同表 (い) 項に掲げる尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図を除く。) 並びに同条第 8 項の表昇降機の項に掲げる図書
- (2) エレベーターの設置に係る構造図及び構造計算書
- (3) 昇降路の仕上げ表

(特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関する報告)

第 7 条 法第53条第 3 項の規定による報告は、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する報告書 (様式第 9 号) により行うものとする。

(認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況に関する報告)

第 8 条 法第53条第 4 項の規定による報告は、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況に関する報告書 (様式第 10号) により行うものとする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(茨城県高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行細則の廃止)

2 茨城県高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行細則 (平成16年茨城県規則第71号) は、廃止する。

様式第 1 号 (第 2 条第 1 項関係)

適合通知書

第 号
年 月 日

茨城県知事 殿

建築主事 印

年 月 日付け 第 号で通知のあった下記の計画は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第6項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項に規定する建築基準関係規定（建築基準法第6条の3第1項第1号若しくは第2号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の様替又は同項第3号に掲げる建築物の建築について通知を受けた場合にあつては、同項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項に規定する建築基準関係規定）に適合することを通知します。

記

- 1 (変更) 認定建築主等の住所及び氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- 2 敷地の地名及び地番
- 3 特定建築物の概要

敷地面積	平方メートル
延べ面積	平方メートル
建築面積	平方メートル
用途	
構造	
階数	地上 階 地下 階
- 4 確認番号、確認年月日及び建築確認をした建築主事の氏名

様式第 2 号 (第 2 条第 2 項関係)

計画 (計画変更) 通知書

第 号
年 月 日

茨城県知事 殿

建築主事 印

高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第17条第5項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定により，法第17条第4項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の申出に係る下記の計画を通知します。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 (変更) 認定建築主等の住所及び氏名

(法人にあっては，主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

3 敷地の地名及び地番

4 工事種別

5 特定建築物の概要

敷地面積 平方メートル

延べ面積 平方メートル (うち計画区分 平方メートル)

建築面積 平方メートル

用途

構造

階数 地上 階 地下 階

6 添付書類 建築確認申請書

様式第 3 号 (第 3 条第 1 項関係)

変更認定申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 住所

氏名

㊞

〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

下記の計画の変更について認定を受けたいので、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第18条第2項において準用する法第17条第1項の規定により、計画の変更の認定を申請します。

記

1 認定年月日及び番号

年 月 日 第 号

2 計画変更の概要

	変 更 前	変 更 後
(1) 特定建築物及びその敷地に関する事項		
(2) 建築物特定施設の構造及び配置に関する事項		
(3) 建築物特定施設の維持保全に関する事項		
(4) 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画		
(5) 特定建築物の建築等の事業の実施時期		

(注) 計画の変更のある部分のみ記入してください。

3 法第18条第2項において準用する法第17条第4項の規定による適合通知を受ける旨の申出の有無

有・無

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができます。

様式第 4 号 (第 3 条第 2 項関係)

変更認定通知書

第 号
年 月 日

確認番号	第	号
確認年月日	年 月 日	
建築主事の氏名		

殿

茨城県知事 印

下記の計画の変更については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第18条第2項において準用する法第17条第3項の規定により認定したので通知します。

記

1 変更認定申請年月日

年 月 日

2 敷地の地名及び地番

3 特定建築物の概要

敷地面積 平方メートル

延べ面積 平方メートル

建築面積 平方メートル

用途

構造

階数 地上 階 地下 階

4 計画変更の概要

注 欄は、この変更認定に係る建築物又はその部分が法第18条第2項において準用する法第17条第4項の規定により適合通知を受けた場合に記入すること。

様式第 5 号 (第 4 条第 1 項関係)

取 下 届

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者 住所

氏名

㊞

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

下記の認定 (変更認定) に係る申請を取り下げたいので、茨城県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則 (平成19年茨城県規則第 5 号) 第 4 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1 認定 (変更認定) 申請年月日

年 月 日 第 号

2 敷地の地名及び地番

3 特定建築物の用途

4 取下げの理由

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができます。

様式第 6 号 (第 4 条第 2 項関係)

取 下 通 知 書

年 月 日

建築主事 殿

茨城県知事

印

下記の建築計画については、茨城県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成19年茨城県規則第 5 号）第 4 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 2 項の規定により通知します。

記

1 通知年月日及び番号

年 月 日 第 号

2 (変更) 認定建築主等の住所及び氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

3 敷地の地名及び地番

4 特定建築物の用途

5 工事種別

6 取下届受付年月日 年 月 日

様式第 7 号 (第 5 条関係)

取 り や め 届

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者 住所

氏名

㊞

〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

下記の計画に係る建築物の工事を取りやめたので、茨城県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成19年茨城県規則第 5 号）第 5 条の規定により届け出ます。

記

1 認定（変更認定）年月日及び番号

年 月 日 第 号

2 敷地の地名及び地番

3 特定建築物の用途

4 取りやめの理由

5 添付書類 認定通知書（変更認定を受けた者にあつては、認定通知書及び変更認定通知書）

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができます。

様式第 8 号 (第 6 条関係)

特例認定申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 住所

氏名

㊞

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例の認定を受けたいので、茨城県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成19年茨城県規則第 5 号）第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 建築主の住所及び氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- 2 代理者の住所及び氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- 3 敷地の地名及び地番
- 4 防火地域又はその他の地域若しくは地区
防火地域・準防火地域・その他 ()
- 5 特定建築物の概要
敷地面積 平方メートル
延べ面積 平方メートル
建築面積 平方メートル
用途
構造
階数 地上 階 地下 階
- 6 設置するエレベーターの概要
種別 用途
積載荷重 最大定員 定格速度
- 7 耐火構造とみなして適用される規定
建築基準法第27条第 1 項・同法第61条・同法第62条第 1 項

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができます。

様式第 9 号 (第 7 条関係)

特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

氏名

㊞

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第53条第3項の規定により、下記のとおり建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項について報告します。

記

1 敷地の地名及び地番

2 設計者又は施工者等の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

3 特定建築物の概要

敷地面積 平方メートル

延べ面積 平方メートル

建築面積 平方メートル

用途

構造

階数 地上 階 地下 階

4 報告事項

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができます。

様式第10号 (第 8 条関係)

認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況に関する報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

氏名

㊞

〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第53条第 4 項の規定により、下記のとおり建築等又は維持保全の状況について報告します。

記

1 認定年月日及び番号

年 月 日 第 号

2 設計者又は施工者等の住所及び氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

3 敷地の地名及び地番

4 特定建築物の概要

敷地面積 平方メートル

延べ面積 平方メートル

建築面積 平方メートル

用途

構造

階数 地上 階 地下 階

5 報告事項

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができます。

茨城県規則第 6 号

茨城県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

茨城県建築基準法等施行細則（昭和45年茨城県規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第16条の 2 及び」を削り、「第16条の 3」の次に「及び第16条の 4」を加え、同条の次に次の 3 条を加える。

（建築台帳の記載証明書の交付）

第21条 建築台帳（法第12条第 7 項（法第88条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により整備する台帳をいう。）に記載された事項に係る証明書の交付を受けようとする者は、当該証明書の交付に係る建築物、工作物又は昇降機を特定し、建築台帳記載証明書交付申請書（様式第24号）を知事に提出しなければならない。

（建築計画概要書等の閲覧の申請）

第22条 法第93条の 2（法第88条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により省令第11条の 4 第 1 項の建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分等の概要書又は全体計画概要書（以下「建築計画概要書等」という。）を閲覧しようとする者は、当該閲覧に係る建築物、工作物又は昇降機を特定し、建築計画概要書等閲覧申請書（様式第25号）を知事に提出しなければならない。

（建築計画概要書等の写しの交付）

第23条 知事は、建築計画概要書等の写しの交付を求める者があるときは、これを交付するものとする。

2 建築計画概要書等の写しの交付を受けようとする者は、当該写しの交付に係る建築物、工作物又は昇降機を特定し、建築計画概要書等の写し交付申請書（様式第26号）を知事に提出しなければならない。

様式第23号の次に次の 3 様式を加える。

様式第24号 (第21条)

建築台帳記載証明書交付申請書

茨城県知事		殿		年 月 日	
				申請者 住 所	
				氏 名	
建築台帳に記載された事項に係る証明書の交付を受けたいので、茨城県建築基準法等施行細則第21条の規定により申請します。					
1 使用の目的					
2 証明書の種類及び必要通数	建築物の確認の概要 (通)	昇降機の確認の概要 (通)			
	工作物の確認の概要 (通)	検査済証交付の概要 (通)			
3 申請に係る建築物等を特定するに足る事項	確 認 番 号	第 号			
	確 認 年 月 日	年 月 日			
	建築主等の氏名				
	建築物等の位置	市 郡	町 大字 村		
受付欄	決裁欄			交付欄	
				年 月 日 第 号	

- 注 1 印欄は、記入しないこと。
2 該当する事項の にレ印を付すこと。

様式第25号 (第22条)

建築計画概要書等閲覧申請書

茨城県知事		殿		年 月 日	
				申請者 住 所 氏 名	
建築計画概要書等の閲覧をしたいので、茨城県建築基準法等施行細則第22条の規定により申請します。					
1 閲 覧 の 理 由					
2 閲覧の申請に係る書類	建築計画概要書 定期調査報告概要書 建築基準法令による処分の概要書		築造計画概要書 定期検査報告概要書 全体計画概要書		
3 申請に係る建築物等 を特定するに足 りる事項	確 認 番 号	第 号			
	確 認 年 月 日	年 月 日			
	建築主等の氏名				
	建築物等の位置	市 町 大字 郡 村			
受付欄	決裁欄				

- 注 1 印欄は、記入しないこと。
2 該当する事項の にレ印を付すこと。

様式第26号 (第23条第 2 項)

建築計画概要書等の写し交付申請書

年 月 日									
茨城県知事	殿								
申請者 住 所 氏 名									
建築計画概要書等の写しの交付を受けたいので、茨城県建築基準法等施行細則第23条第 2 項の規定により申請します。									
1 使用の目的									
2 写しの交付の種類	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">建築計画概要書</td> <td style="width: 50%; border: none;">築造計画概要書</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">定期調査報告概要書</td> <td style="border: none;">定期検査報告概要書</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">建築基準法令による処分の概要書</td> <td style="border: none;">全体計画概要書</td> </tr> </table>	建築計画概要書	築造計画概要書	定期調査報告概要書	定期検査報告概要書	建築基準法令による処分の概要書	全体計画概要書		
建築計画概要書	築造計画概要書								
定期調査報告概要書	定期検査報告概要書								
建築基準法令による処分の概要書	全体計画概要書								
3 必要件数	件								
3 申請に係る建築物等を特定するに足る事項	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; border: none;">確 認 番 号</td> <td style="border: none;">第 号</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">確 認 年 月 日</td> <td style="border: none;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">建築主等の氏名</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">建築物等の位置</td> <td style="border: none;">市 町 大字 郡 村</td> </tr> </table>	確 認 番 号	第 号	確 認 年 月 日	年 月 日	建築主等の氏名		建築物等の位置	市 町 大字 郡 村
	確 認 番 号	第 号							
	確 認 年 月 日	年 月 日							
	建築主等の氏名								
建築物等の位置	市 町 大字 郡 村								
受付欄	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%; border: none;">決裁欄</td> <td style="border: none;">交付欄</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none; text-align: right;">年 月 日 第 号</td> </tr> </table>	決裁欄	交付欄		年 月 日 第 号				
決裁欄	交付欄								
	年 月 日 第 号								

- 注 1 印欄は、記入しないこと。
 2 該当する事項の にシ印を付すこと。

付 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

茨城県規則第 7 号

茨城県証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県証紙条例施行規則（昭和45年茨城県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第16条並びに様式第 3 号（裏面）及び様式第14号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

付 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第 4 号

交番，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年 3月22日

茨城県公安委員会委員長 大 和 田 一 雄

交番，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則

交番，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則（昭和35年茨城県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 (2)太田の項中

西小沢駐在所	常陸太田市沢目町	常陸太田市内田町，岡田町，落合町，沢目町，小沢町， 堅磐町，上土木内町，磯部町の内字峯	を
西小沢駐在所	常陸太田市沢目町	常陸太田市内田町，岡田町，落合町，沢目町，小沢町， 堅磐町，上土木内町，磯部町の内字峯，小目町	に，
真弓駐在所	常陸太田市真弓町	常陸太田市小目町，亀作町，真弓町，大森町	を
真弓駐在所	常陸太田市真弓町	常陸太田市亀作町，真弓町，大森町	に，
小菅駐在所	常陸太田市小菅町	常陸太田市小菅町，大菅町，上深荻町，折橋町，大中町（外の内，根岸，里平，古輪）	を

小深萩駐在所	常陸太田市上深萩町	常陸太田市小菅町，大菅町，上深萩町，折橋町，大町 (外の内，根岸，里平，古輪)	に
--------	-----------	---	---

改め，同表第 2 (2)つくば中央の項中

上郷駐在所	つくば市上郷	つくば市上郷，今鹿島 (稲荷前，新田，椿本)，手子生，田倉，上里，木俣，野畑，緑ヶ原一，二，三，四丁目	を
沼崎駐在所	つくば市沼崎	つくば市今鹿島 (稲荷前，新田，椿本を除く。)，高野，百家，沼崎，酒丸，遠東，土田，中東原新田，旭，東光台一，二，三，四，五丁目，豊里の杜一，二丁目	

豊里駐在所	つくば市今鹿島	つくば市上郷，今鹿島，手子生，田倉，上里，木俣，野畑，緑ヶ原一，二，三，四丁目，高野，百家，沼崎，酒丸，遠東，土田，中東原新田，旭，東光台一，二，三，四，五丁目，豊里の杜一，二丁目	に
-------	---------	--	---

に改める。

附 則

この規則は，平成19年 4 月 1 日から施行する。



告 示

茨城県告示第340号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第 7 条第 1 項の規定に基づき定めた茨城県イノシシ保護管理計画を次のとおり変更したので，同条第 7 項において準用する第 4 条第 4 項の規定に基づき公表する。

平成19年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

(「次のとおり」は省略し，茨城県生活環境部環境政策課及び各地方総合事務所環境保全課に備え置いて縦覧に供する。)



茨城県告示第341号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について，同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は，本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお，この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成19年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

日榮産業株式会社

代表取締役 加 森 正 恒

(2) 住所

水戸市笠原町600番地の27

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 笠間ショッピングセンター

笠間市石井字南町2095 - 1 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地 1 号	小 濱 裕 正
ウエルシア関東株式会社	埼玉県さいたま市見沼区東大宮 4 - 47 - 7	鈴 木 孝 之

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年10月27日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,828m²

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数 260台
- イ 駐輪場の収容台数 99台
- ウ 荷さばき施設の面積 143m²
- エ 廃棄物等の保管施設の容量 53m³

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(開店時刻) 午前 9 時 (一部午前10時)
(閉店時刻) 翌午前 0 時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時30分 (一部午前 9 時30分) ~ 翌午前 0 時30分
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
6 箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 2 時 ~ 午後 9 時

3 届出年月日

平成19年 2月26日

茨城県告示第342号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の所在地は、構造改革特別区域法第 3 5 条第 1 項に基づき認定を受けた区域内であるため、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見については同項の規定により提出することはできない。

平成19年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

水戸都市開発株式会社

取締役社長 加 藤 浩 一

(2) 住所

水戸市宮町 1 - 2 - 4

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

水戸駅北口地区第一種市街地再開発事業施設建築物

水戸市宮町 1 丁目 6 番130 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
合資会社ダディー	水戸市宮町 1 丁目 2 番 4 号マイムビル 1 F	眞 鍋 知 子

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ベイビー, ザ スターズ シャイン プライト	東京都渋谷区東 3 丁目26番 3 号小林ビル203号	磯 部 明 徳

(3) 変更の年月日

平成19年 3月 1 日

(4) 変更する理由

小売業者退店, 出店に伴う小売業者の変更

3 届出年月日

平成19年 3月 7 日

茨城県告示第343号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の所在地は、構造改革特別区域法第 3 5 条第 1 項に基づき認定を受けた区域

内であるため、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見については同項の規定により提出することはできない。

平成19年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

水戸都市開発株式会社

取締役社長 加 藤 浩 一

(2) 住所

水戸市宮町 1 - 2 - 4

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

水戸駅北口地区第一種市街地再開発事業施設建築物

水戸市宮町 1 丁目 6 番130 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社野田ホビー	千葉県野田市宮崎101	中 野 教 吾

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ピースナウ	東京都渋谷区元代々木町33番 8 号元代々木サンサンビル	伊 貝 清

(3) 変更の年月日

平成19年 3月 1 日

(4) 変更する理由

小売業者退店、出店に伴う小売業者の変更

3 届出年月日

平成19年 3月 7 日

茨城県告示第344号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県西地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成19年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

有限会社近未来クリエイト

取締役 河 原 洋 一

(2) 住所

東京都港区西麻布三丁目20番16号西麻布アネックス

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

新下妻ショッピングセンター

下妻市堀籠972番地 1

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者 (法人にあっては代表者の氏名)

(変更前)

取締役 李 鴻 基

(変更後)

取締役 河 原 洋 一

イ 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前)

東京都渋谷区渋谷二丁目15番 1 号 渋谷クロスタワー

(変更後)

東京都港区西麻布三丁目20番16号 西麻布アネックス

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	変更内容	変更年月日
ジャスフォート株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地	本田 進		
中島商事株式会社	下妻市大字下妻乙954番地	中嶋 正規		
株式会社タカラブネ	京都府久世郡久御山町大字佐山小字双栗37番地の1	新開 純也		
株式会社ツルカメコーポレーション	愛知県名古屋市中区錦1丁目19番32号	松本 孝作		
株式会社たかしまや	埼玉県蕨市中央1丁目3番13号	杉田 謙三	退店	平成17年11月20日
株式会社トム	水海道市天満町4759-7	石塚 勝	退店	平成18年1月9日
ファイテン株式会社	京都府京都市中京区烏丸通錦小路角手洗水町678番地	平田 好宏	退店	平成18年3月20日
株式会社ジュエリーデン	千葉県香取郡小見川町小見川798	田 泰夫		

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	変更内容	変更年月日
スナップス販売株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地	西原 浩二	名称 代表者名	平成18年7月1日
中島商事株式会社	下妻市大字下妻乙1039番地2	中嶋 恵美子	住所 代表者名	平成16年11月22日
株式会社タカラブネ	京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1	磯野 幹夫	住所 代表者名	平成17年3月31日
株式会社あずみ	愛知県名古屋市中区錦3丁目20番27号	原岡 稔	名称 住所 代表者名	平成17年3月31日
有限会社インフィニティー	栃木県小山市東間々田3丁目30番9号	斉藤 大史	新規出店	平成18年4月1日
株式会社ハピネス・アンド・デイ	千葉県香取郡小見川町小見川798	田 泰夫	名称変更	平成18年2月21日

(3) 変更の年月日

ア 平成18年9月4日

イ 平成18年10月10日

(4) 変更する理由

届出者の代表者、住所変更・小売業者の退店・出店及び名称・代表者等の変更による

3 届出年月日

平成19年2月20日

茨城県告示第345号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労働課に到着するように提出してください。

平成19年3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

大和工商リース株式会社

代表取締役 梶 本 六 夫

(2) 住所

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ赤塚

水戸市河和田一丁目1番地

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 4,223m²(変更後) 7,086m²

イ 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 335台

(変更後) 435台

ウ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 90台

(変更後) 140台

エ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 65m²(変更後) 117m²

オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 68m³(変更後) 62m³

カ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3箇所

(変更後) 4箇所

(3) 変更する年月日

平成19年11月 1 日

(4) 変更する理由

増床及び店舗運営計画変更のため

3 届出年月日

平成19年 2 月27日

茨城県告示第346号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成19年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーグー常陸大宮店

常陸大宮市石沢1802番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 1 項）

平成19年 2 月15日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者（法人にあっては代表者の氏名）

株式会社ワンダーコーポレーション

（変更前） 代表取締役 小 林 哲 美

（変更後） 代表取締役 宇津木 雅 美

(3) 届出年月日

平成19年 1 月31日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第347号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成19年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ワンダーグーつくば研究学園店

つくば市（葛城地区 区画整理事業地内 A65 - 1 外）

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第 5 条第 1 項）

平成18年12月19日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ワンダーコーポレーション	つくば市西大橋599番地 1	宇津木 雅 美

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年 7 月31日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,548m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 176台

(イ) 駐輪場の収容台数 50台

(ウ) 荷さばき施設の面積 70m²

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 21m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 翌午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時30分 ~ 翌午前 0 時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

5 箇所

(ニ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 1 時 ~ 午前 2 時

キ 届出年月日

平成18年11月30日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第348号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成19年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) コープつちうら

土浦市小松一丁目15 - 8

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 2 項）

平成19年 1 月19日

イ 変更した事項

(ア) 駐車場の出入口の位置

(イ) 駐輪場の位置

(3) 届出年月日

平成18年12月14日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第349号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の規定に基づき届出のあった大規模小売店舗に対し、同法第 8 条第 4 項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び各店舗の所在地を管轄する地方総合事務所商工

労政課（日立市、高萩市及び北茨城市に所在する店舗にあっては、県北地方総合事務所日立商工労働センター）において縦覧に供する。

平成19年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

第 1 カスミ千代川店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ千代川店

下妻市田下918番地 外

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 2 項）

平成18年10月12日

イ 変更した事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 午前 7 時～午後 8 時

（変更後） 午前 2 時～午後 9 時（一部午前 7 時～午後 8 時）

ウ 届出年月日

平成18年 9 月12日

2 意見の概要

意見なし

第 2 カスミ下妻東店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ下妻東店

下妻市本城町 1 - 81

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 2 項）

平成18年10月12日

イ 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 午前 7 時～午後 4 時

（変更後） 午前 6 時～午後 9 時

ウ 届出年月日

平成18年 9 月21日

2 意見の概要

意見なし

第 3 ホームジョイ本田石下店 A 館

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームジョイ本田石下店 A館
常総市古間木1850番 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)
平成18年10月16日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時
閉店時刻 午後 7 時30分

(変更後) 開店時刻 午前 7 時
閉店時刻 午後 8 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分～午後 8 時

(変更後) 午前 6 時30分～午後 8 時30分

ウ 届出年月日

平成18年 9 月22日

2 意見の概要

意見なし

茨城県告示第350号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定をするので、同法第33条第 6 項で準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成19年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定する森林の所在場所

石岡市染谷字女龍1854番22

2 指定目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び石岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第351号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をするので、同法第33条第6項で準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定する森林の所在場所

行方市手賀字相生4099番66, 4099番78, 字小座山4117番1, 4117番2, 4117番4, 4117番5, 4117番7から4117番9まで, 4117番12, 4118番1, 4118番2, 4180番1, 4181番6, 4182番1, 4182番3, 4183番, 4184番, 4187番, 4187番1, 4188番, 4188番1, 4235番1, 4235番3, 4235番6, 字新池4236番, 4237番2, 4237番3, 字新池上4238番, 字唐ヶ崎4239番1から4239番4まで, 4240番, 4241番, 4244番6, 4259番3, 4270番1

2 指定の目的

干害の防備

公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁並びに行方市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第352号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、次の保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項で準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 解除をする保安林の所在場所

鹿嶋市大字青塚字峰650番20

2 指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅（住宅用地）

茨城県告示第353号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により次の付保義務は消滅したので、同法第113条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成19年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

平成15年 3月 3日付け 茨城県告示第280号

茨城県告示第354号

茨城県水産加工業信用保証料補助金交付要項 (昭和41年茨城県告示第490号) の一部を次のように改正する。

平成19年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

第 2 条第 1 項の表の右欄中「年10パーセント以内」の次に「(補助事業者が別に定める保証料率体系の区分中基準となる保証料率が0.50パーセント、0.70パーセント、0.90パーセント又は1.10パーセントに該当する者を除く。)」を加える。

付 則

- 1 この告示は、平成19年 4月 1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県水産加工業信用保証料補助金交付要項の規定は、この告示の施行の日以降になされた保証承諾に係る被保証人からの徴収予定保証料について適用し、同日前になされた保証承諾に係るものについては、なお従前の例による。

茨城県告示第355号

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第28条第 3 項の規定により営業停止処分をしたので、同法第29条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 処分をした年月日 平成19年 3月15日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商 号 有限会社丸彰
 - (2) 所 在 地 守谷市松ヶ丘三丁目19番地 6
 - (3) 代表者の氏名 七 戸 章 二
 - (4) 建設業許可番号 茨城県知事許可 (般 - 17) 第26845号

3 処分の内容

建設業の営業のうち、公共工事 (国、地方公共団体、法人税法 (昭和40年法律第34号) 別表第 1 公共法人の表に掲げる公共法人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号) 第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。) に係る営業及び公共工事以外の工事であって補助金等 (補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号) 第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。) の交付を受けているものに係る営業以外の営業の 3 日間 (平成19年 3月29日から平成19年 3月31日まで) の停止

4 処分の原因となった事実

有限会社丸彰及び同社の代表取締役は、平成17年 9月10日ころ、東京都杉並区下高井戸 3 丁目10番 6 号所在の解体工事現場において、産業廃棄物の運搬又は処分を業として行うことのできない者に対し、同社の事業活動に伴って排出された産業廃棄物であるコンクリート片等約15立方メートルの処理を委託したことにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) に違反するとして、平成18年 6月 9日付けで水戸地方裁判所からそ

れぞれ罰金80万円の判決を受け、同月24日にその裁判が確定した。

茨城県告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成19年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 245号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
日立市留町2856番4から 日立市久慈町4丁目136番4まで	旧	メートル	メートル	
		最大 11.6	154	
	最小 8.7		現道拡幅	
	新	最大 37.0		154
		最小 27.8		

茨城県告示第357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成19年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 矢幡潮来線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
潮来市大字築地字新田554番2地先から 潮来市大字築地字向野567番9地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 15.5	266	
	最小 5.5		現道拡幅	
	新	最大 20.5		266
		最小 9.6		

茨城県告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成19年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道

2 路 線 名 常総取手線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
取手市和田字内堀933番 1 地先から 取手市和田字内堀1101番 7 地先まで	旧 (A)	メートル 最大 5.5	メートル 64	
		最小 5.5		
	(A)	最大 5.5	64	
		最小 5.5		
	新 (B)	最大 11.0	64	
		最小 4.0		

茨城県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成19年 3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 土浦坂東線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市西大橋544番 1 地先から つくば市西大橋609番 1 地先まで つくば市西大橋774番地先から つくば市西大橋547番地先まで	(A)	メートル 最大 6.0	メートル 164	
		最小 5.2		
	旧 (B)	最大 8.0	170	
		最小 7.0		
	(C)	最大 8.0	188	
		最小 7.0		
新 (A)	最大 6.0	164		
	最小 5.2			
(C)	最大 8.0	188		
	最小 7.0			

茨城県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成19年 3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 県道 大洗友部線

2 供用開始の区間 東茨城郡茨城町大字宮ヶ崎字塚越1042番 1 地先から

東茨城郡茨城町大字海老沢字舟山328番 2 地先まで

3 供用開始の期日 平成19年 3月26日

茨城県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成19年 3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 245号
- 2 供用開始の区間 日立市留町2856番 4 から
日立市みなと町5779番 2 まで
- 3 供用開始の期日 平成19年 3月29日

茨城県告示第362号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課（ダム砂防室）及び茨城県大子土木事業所において縦覧に供する。

平成19年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 区域の名称
本町 - 1 地区 急傾斜地崩壊危険区域
- 2 土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号と標柱 2 号を結んだ線、及び標柱 2 号から水路の南側境界線に沿って標柱 3 号までを結んだ線、及び標柱 3 号から標柱 5 号までを順次右回りに結んだ線、及び標柱 5 号から町道2145号線の西側境界線に沿って標柱 6 号までを結んだ線、及び標柱 6 号と標柱 7 号を結んだ線、及び標柱 7 号から国道461号の東側境界線に沿って標柱 8 号までを結んだ線、及び標柱 8 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた区域

市郡名	町村名	大字名	字名	地 番	標柱番号	備 考
久慈郡	大子町	大子	前谷津	382 - 1		
"	"	"	"	387 水路		境界線上の点
"	"	"	天神前 前谷津	388 水路		境界線上の点
"	"	"	天神前	388		
"	"	"	"	389 町道2145号線		境界線上の点
"	"	"	"	393 394 町道2145号線		境界線上の点
"	"	"	天神前 天神前 岡本	391 - 1 391 - 2 国道461号		境界線上の点

市郡名	町村名	大字名	字名	地 番	標柱番号	備 考
久慈郡	大子町	大子	前谷津 前谷津 天神前 岡本	387 387 - 1 391 - 5 国道461号		境界線上の点

茨城県告示第363号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第 1 項の規定に基づき、藤代町浜田・上萱場土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成19年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

理事に就任した者

職 名	氏 名	住 所
理 事	山 田 昭	つくばみらい市城中952番地
"	飯 塚 光 男	取手市上萱場401番地
"	岡 田 弘	" 浜田277番地
"	■ 田 四 郎	" 浜田129番地
"	瀨 野 孝	" 上萱場87番地12
"	坂 本 勇	" 上萱場668番地
"	豊 島 寿	" 浜田127番地

茨城県告示第364号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、富士見町土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成19年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 富士見町土地区画整理組合
 事 務 所 の 所 在 地 結城市大字結城8424番地
 事 業 施 行 期 間 自 平成 4 年 6 月22日
 至 平成19年 3月31日
 施 行 地 区 結城市大字結城字川木谷，字五本木の各一部
 設 立 認 可 の 年 月 日 平成 4 年 6 月22日

2 公告すべき変更の内容

事 業 施 行 期 間 自 平成 4 年 6 月22日
 至 平成24年 3月31日

3 変更認可の年月日 平成19年 3月22日

茨城県告示第365号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、逆井土地区画整理組合の事業計画の変更

については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成19年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 逆井土地区画整理組合

事 務 所 の 所 在 地 結城市大字結城8424番地

事 業 施 行 期 間 自 平成 6 年 4 月 7 日
至 平成23年 3 月31日

施 行 地 区 結城市大字結城字逆井，字長塚，字四ツ京，字根本原の各一部

設 立 認 可 の 年 月 日 平成 6 年 4 月 7 日

2 変更認可の年月日 平成19年 3 月22日

茨城県告示第366号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第 2 項の規定により，つくば市薬師土地区画整理組合の解散を認可したので，同条第 5 項の規定に基づき告示する。

平成19年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第367号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第 1 項の規定による処分をしたので，同法第70条第 1 項の規定により，次のとおり公告する。

平成19年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 処分年月日 平成19年 3 月15日

2 処分の内容 免許の取消し

3 被処分者

商号 日本エステート株式会社

主たる事務所の所在地 水戸市酒門町769番地 1

代表者 代表取締役 植 竹 清

免許番号 茨城県知事(3)第5506号

免許年月日 平成16年 2 月 7 日

茨城県告示第368号

茨城県建築計画概要書等閲覧規程（昭和46年茨城県告示第346号）の一部を次のように改正する。

平成19年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

第 1 条中「関し」の次に「，茨城県建築基準法等施行細則（昭和45年茨城県規則第 9 号）に定めるもののほか」を加える。

第 3 条第 1 項中「午前 9 時から」の次に「正午まで及び午後 1 時から」を加える。

第 4 条を削り，第 5 条を第 4 条とし，第 6 条を第 5 条とし，第 7 条を第 6 条とする。

別記様式を削る。

付 則

この告示は、平成19年 4月 1日から施行する。

茨城県告示第369号

土浦市小山崎507番地に事務所を置く都和土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成19年 3月22日

茨城県土浦土地改良事務所長 萩 島 利 孝

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	下 田 博	土浦市中貫3182番地
"	前 野 憲 一	" 本郷1271番地 1
"	池 延 忠	" 小山崎348番地
"	久 松 完	" 中貫1920番地 1
"	福 田 清 利	" 常名5451番地 7
"	小 林 永 治	" 小山崎994番地 2
"	前 嶋 利 治	" 中貫2921番地 2
"	小 野 正 男	" 並木四丁目23番 5
"	岩 瀬 義 則	" 本郷1365番地
"	岩 瀬 昇	" 本郷1723番地
監 事	関 富 雄	つくば市吾妻 4 丁目 9 番地 1 市営住宅314 - 301
"	君 嶋 孝 昭	土浦市大畑1564番地
"	岩 瀬 光	" 本郷2062番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	梅 田 香	土浦市中都町一丁目5471番地
"	須 藤 誠	" 小山崎449番地
"	熊 谷 純 一	" 中都町一丁目5467番地
"	久保田 俊 文	" 中都町二丁目3156番地
"	中 山 廣 明	" 中都町三丁目3174番地
"	小 林 清	" 中都町四丁目923番地
"	本 橋 久 吾	" 中貫3277番地 3
"	広 原 貞 義	" 下坂田2043番地
監 事	内 村 隆	" 大畑1559番地 3
"	前 島 孝 行	" 笠師町2924番地 1

茨城県告示第370号

霞ヶ浦用watershed改良区理事長から平成18年 8月30日付けで変更認可申請のあった、霞ヶ浦用水西部地区土地改良事業（かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 1項の規定により平成19年 3月 5日付けで認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年 3月22日

茨城県筑西土地改良事務所長 川 俣 重 穂

茨城県告示第371号

霞ヶ浦用watershed改良区理事長から平成18年 8月30日付けで変更認可申請のあった、霞ヶ浦用水中部地区土地改良事業（かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 1項の規定により平成19年 3月 5日付けで認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年 3月22日

茨城県筑西土地改良事務所長 川 俣 重 穂

茨城県告示第372号

霞ヶ浦用watershed改良区理事長から平成18年 8月30日付けで変更認可申請のあった、霞ヶ浦用watershed改良区維持管理計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 1項の規定により平成19年 3月 5日付けで認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年 3月22日

茨城県筑西土地改良事務所長 川 俣 重 穂

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第30号

平成19年第 4 回定例会を次のとおり招集する。

平成19年 3月22日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

1 日 時

平成19年 4月16日 (月) 午後 4 時

2 場 所

水戸市笠原町978番 6

茨城県庁選挙管理委員室

3 議 題

- (1) 第21回参議院議員通常選挙の臨時啓発計画について
- (2) 平成19年第 6 回定例会の日程等について
- (3) 政治団体の設立届出等の状況について

(4) その他

(人 事 委 員 会)

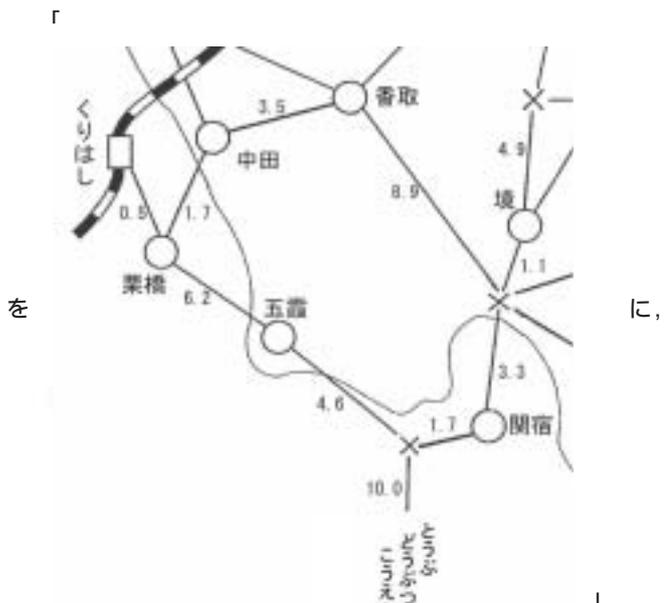
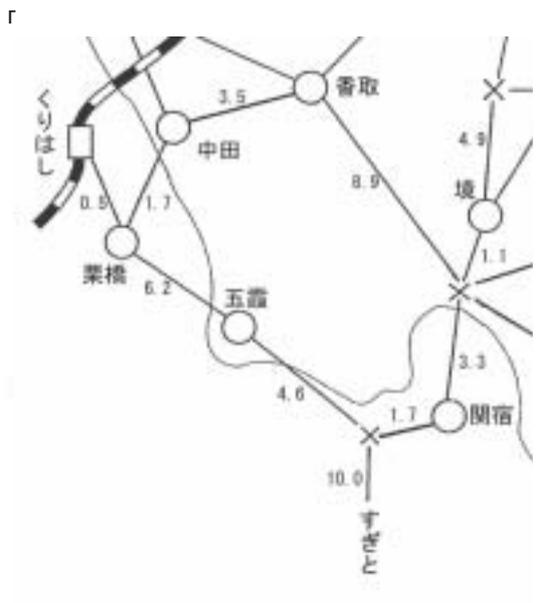
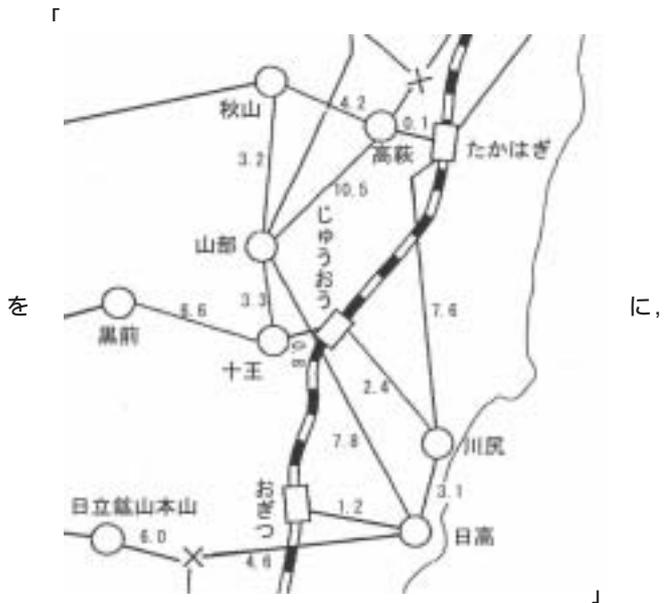
茨城県人事委員会告示第 2 号

昭和42年 5 月 8 日茨城県人事委員会告示第 3 号で告示した県内旅行路程図及び県内旅行起点表の一部を次のように改正し、平成19年 4 月 1 日以後に出発する旅行から適用する。

平成19年 3 月22日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

別表第 1 の表中



公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成19年5月9日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県の三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成19年3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成19年3月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 自立生活センター・ライフサポート水戸

（設立認証：平成13年7月23日，設立：平成13年8月10日）

3 代表者の氏名

杉 田 桂 子

4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市新原1丁目21番地33号

5 定款に記載された目的

この法人は、障害をもつ人たちの自立を支援し、自立生活・社会参加の促進を拡充するために、障害をもつ当事者の視点から必要なサービスを自ら提供し、かつ、施策等の提言・構築を行うことにより、地域における福祉の担い手となり、誰もが暮らしやすいまちづくりへ貢献することを目的とする。

都市計画の図書の縦覧

水海道都市計画下水道の変更に伴い、常総市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成19年3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

下水道（江連都市下水路）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

水海道都市計画生産緑地地区の変更に伴い、常総市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成19年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

生産緑地地区

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定した。

平成19年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間
赤塚公園	つくば市竹園一丁目 2 番地 1 洞峰都市整備グループ	平成19年 4月 1 日から 平成24年 3月31日まで
洞峰公園	代表団体 筑波都市整備株式会社	

聴聞の実施

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定による行政処分について、同法第69条第 1 項及び同条第 2 項の規定で準用する同法第16条の15第 5 項の規定により、公聴の聴聞を次のとおり行う。

平成19年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 日 時 平成19年 3月29日 (木) 午後 1 時00分

2 場 所 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県庁舎20階 土木部会議室

3 被聴聞者

商号 株式会社平成物産

代表者 代表取締役 伊 藤 和 男

主たる事務所の所在地 茨城県神栖市堀割三丁目 1 番 1 号

免許番号 茨城県知事(5)第4687号

免許年月日 平成18年12月18日

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成19年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字海老沢字外ノ内1015番 2, 同番 5, 同番 6, 同番 7, 同番 8, 同番 9, 同番10, 同番11, 同番12, 同番13, 同番14, 同番15, 同番16, 同番17, 同番18, 同番19, 同番20, 同番21, 同番22, 同番23, 同番24,

同番25, 同番26

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町小堤1743番地の1

株式会社 松浦工務店

代表取締役 松 浦 義 文

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字舟石川字上谷原10番13, 同番14

2 事業主の住所及び氏名

那珂市菅谷822番地3 イーストプラザD101号室

細 谷 一 裕, 細 谷 有 美

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

神栖市息栖字仲谷原4415番

2 事業主の住所及び氏名

取手市戸頭九丁目4番7-102号

大 西 敏 春, 大 西 夏 代

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

神栖市大野原六丁目3836番, 3837番, 3838番, 3839番2, 3840番2, 444番1, 同番2, 445番1, 同番3 (内敷地拡張部分 第2工区 444番1の一部, 444番2の一部)

2 事業主の住所及び氏名

神栖市大野原六丁目3番20号

株式会社 鹿島自動車教習所

代表取締役 樋 口 福 鋒

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

神栖市横瀬字横瀬956番101

2 事業主の住所及び氏名

東京都杉並区下井草4丁目23番25号

菅 田 明 良, 菅 田 敬 子

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

守谷市野木崎字遠原641番2, 同番4

2 事業主の住所及び氏名

守谷市薬師台三丁目2番地9

株式会社 三峯コバヤシ

代表取締役 小 林 潔

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市稲宮字前久保1034番 1, 同番 2, 同番 3, 同番 4, 同番 5, 同番 6, 1036番 1, 同番 2, 同番 3, 同番 4, 1037番 1, 同番 3, 同番 5, 同番 6

2 事業主の住所及び氏名

埼玉県さいたま市見沼区大字大谷1942番地

株式会社 五光

代表取締役 佐久間 友 治

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市下大野字鍛冶打752番21

2 事業主の住所及び氏名

古河市葛生1749番地 3

栗 原 澄 子

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市女沼字稲荷山988番, 989番, 990番, 1469番, 1470番, 1471番, 字天井下1468番 1, 1472番 1, 同番 2, 1473番 1, 1474番 1, 1475番 1, 1477番 1, 1478番 1, 1479番 3, 同番 4, 同番 5, 上辺見字内手1622番 2

2 事業主の住所及び氏名

栃木県宇都宮市大通り 4 丁目 3 番18号

グランディハウス株式会社

代表取締役 福 田 晃

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市諸川字大竹1371番 4, 1372番 2, 1373番 1, 1374番 1, 字大竹原1372番 1

2 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区神田美土代町 7 番地 4

株式会社ハリオ研究所

代表取締役 柴 田 武 弘

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市諸川字大竹1375番 1, 同番 2

2 事業主の住所及び氏名

古河市尾崎1244番地 8

不動産センター株式会社

代表取締役 桜 井 敏 雄

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城市大字江川新宿字中條2015番12の一部

2 事業主の住所及び氏名

結城市大字江川新宿1976番地 2

江川新宿自治会

会長 林 文 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

常総市中妻町字押出前2396番 4 , 2397番 3

2 事業主の住所及び氏名

常総市中妻町962番地 フォレスト 1 番館101

秋 田 康, 秋 田 恵 美

## 規 程

(病院事業管理者)

### 茨城県病院事業管理規程第39号

茨城県病院局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年 3 月22日

茨城県病院事業管理者 古 田 直 樹

茨城県病院局会計規程の一部を改正する規程

茨城県病院局会計規程 (平成18年茨城県病院事業管理規程第21号) の一部を次のように改正する。

第131条中「遅延日数に応じ契約金額又は未履行部分に相当する金額に年3.6パーセントの割合で」を「茨城県財務規則 (平成 5 年茨城県規則第15号) 第162条第1項の規定の例により」に改める。

付 則

この規程は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

### 茨城県病院事業管理規程第40号

茨城県病院局院内保育所設置運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年 3 月22日

茨城県病院事業管理者 古 田 直 樹

茨城県病院局院内保育所設置運営規程の一部を改正する規程

茨城県病院局院内保育所設置運営規程 (平成18年茨城県病院事業管理規程第26号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「, 保育所 (」の次に「通称「ひまわり保育園」という。」を加える。

付 則

この規程は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

### 茨城県病院事業管理規程第41号

茨城県病院局公舎利用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年 3 月22日

茨城県病院事業管理者 古 田 直 樹

茨城県病院局公舎利用規程の一部を改正する規程

茨城県病院局公舎利用規程 (平成18年茨城県病院事業管理規程第37号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「その付属建物」の次に「並びにこれらに付帯する工作物その他の施設をいい、これらの用に供する土地

を含むもの」を加える。

第 7 条第 2 項中「利用料」の次に「(駐車場に係るものを除く。)」を加え、「別表」の次に「第 1」を加える。

第 7 条第 3 項第 1 号中「入居の日が」を「入居又は利用開始の日が」に、「入居の日の」を「その日の」に改める。

第 7 条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 駐車場の利用料は、別表第 2 に定める額とする。

「別表 (第 7 条第 2 項)」を「別表第 1 (第 7 条第 2 項)」に改め、次の表を加える。

「別表第 2 (第 7 条第 4 項)

駐車場利用料

| 駐車場の種類                                                                | 1 台当たりの利用料 (月額) |
|-----------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1 アスファルト等により舗装された区画 (砕石敷の区画を除く。以下「舗装駐車場」という。)のうち病院事業管理者が別に指定する部分      | 2,410円          |
| 2 アスファルト等による舗装がされていない区画 (砕石敷の区画を含む。以下「未舗装駐車場」という。)のうち病院事業管理者が別に指定する部分 | 1,210円          |
| 3 舗装駐車場のうち狭小な区画で病院事業管理者が別に指定する部分                                      | 1,610円          |
| 4 未舗装駐車場のうち狭小な区画で病院事業管理者が別に指定する部分                                     | 800円            |

」

様式第 1 号を次のように改正する。

様式第 1 号 (第 6 条第 1 項)

公舎利用許可申請書

公舎の利用許可を受けたいので、茨城県病院局公舎利用規程第 6 条の規定により申請します。

年 月 日

現 住 所

所 属 名

職氏名印



病院長 殿

記

- 1 公舎名
- 2 公舎所在地
- 3 利用しようとする理由
- 4 家族数
- 5 駐車場利用希望台数
- 6 利用希望期日
- 7 その他

様式第 2 号を次のように改正する。

様式第 2 号 (第 6 条第 4 項)

公舎利用許可書

第 号

年 月 日付で申請のあった公舎利用のことは、次により許可する。

年 月 日

..... 病院長



記

1 利用を許可する公舎

| 公舎名 | 構造 | 面積 | 所在地 | 駐車場位置 | 備考 |
|-----|----|----|-----|-------|----|
|     |    |    |     |       |    |

2 利用許可条件

- (1) 利用期日は、年 月 日からとする。
- (2) 公舎利用料は、月額 円とする。
- (3) 駐車場利用料は、月額 円とする。
- (4) 茨城県病院局公舎利用規程を遵守すること。

## 付 則

この規程は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)